

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SANKI ENGINEERING CO.,LTD.

最終更新日:2015年7月8日

三機工業株式会社

代表取締役社長執行役員 長谷川 勉

問合せ先:管理本部総務部(TEL)03-6367-7081

証券コード:1961

<http://www.sanki.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、エンジニアリングをつうじて社会に貢献し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとのコミュニケーションをとり、社会から評価、信頼される事業活動を行うことを経営の基本理念としております。その実現のためには、コンプライアンスの徹底を大前提に、経営の効率化により業績の向上を図り得る体制を整えることを重要な経営課題と位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井生命保険株式会社	6,300,000	9.91
明治安田生命保険相互会社	5,700,000	8.97
日本生命保険相互会社	4,672,000	7.35
三機共栄会	2,775,400	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,525,100	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,261,800	3.56
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	1,801,864	2.83
サービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャップバリューポートフォリオ	1,536,400	2.42
ジェーピーモルガンチェースバンク385093	1,392,200	2.19
ノーザントラストカンパニーイブイエフシーリューエスタックス		
エグゼンブテドベンションファンズセキュリティレンディング	1,298,400	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

プランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、2015年4月8日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書No. 5)により、2015年4月1日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」に含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書No. 5)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称: プランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
住所: 11988 El Camino Real, Suite, 500, San Diego, CA 92191, U. S. A.
所有株式数(千株): 6,637
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) 9.96

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社および上場子会社はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 幸央	他の会社の出身者									○		
西尾 弘樹	他の会社の出身者							△		○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

[更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 幸央	○	三井生命保険株式会社の顧問を兼職しており、当社は同社と建築設備工事請負契約および生命保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井生命保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
			企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視

西尾 弘樹	<input checked="" type="radio"/>	<p>2008年6月まで当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の取締役であり、2009年3月まで同社の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの代表取締役、同年6月まで取締役되었습니다。</p> <p>また、室町殖産株式会社および室町建物株式会社の代表取締役社長を兼職しており、当社は両社と建築設備工事請負契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないとの判断されることから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、左記のとおり2008年6月まで当社のemainバンクである株式会社三井住友銀行の取締役であり、2009年3月まで同社の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの代表取締役、同年6月まで取締役であります。また、当社は、複数の金融機関と取引しており、同社からの借入比率は約20%であり突出していません。</p> <p>さらに、当社の主要株主にも該当しておりません。</p> <p>また、左記のとおり当社は室町殖産株式会社および室町建物株式会社と取引関係がございますが、同氏および両社は当社主要取引先・主要株主に該当しません。</p> <p>以上の事実から、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。</p> <p>また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適任と考えております。</p> <p>なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。</p>
-------	----------------------------------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的および必要に応じて適宜会合を開き、情報交換等の連携を図っております。
監査役と内部監査部門である内部監査部は緊密な連携を保ち、監査役は、内部監査部に対し特定事項の調査を依頼することができ、また、内部監査部は、監査役に対し内部監査の結果につき報告するものと定めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井口 武雄	他の会社の出身者												○	
則定 衛	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井口 武雄		三井住友海上火災保険株式会社のニアアドバイザーを兼職しており、当社は同社と建築設備工事請負契約および損害保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏は、キッコーマン株式会社および株式会社カネカの社外取締役を兼職しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。	企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井住友海上火災保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は、当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任と考えております。
則定 衛	○	京橋中央法律事務所を主宰しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。	弁護士としての専門的知識・経験に基づき、当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く)の報酬について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に加え、当社の執行役員に対しても、取締役と同内容の株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当期の取締役および監査役の報酬等の額は、下記のとおりであります。

- ・取締役 12名 202,352千円(うち社外取締役4名 18,480千円)
- ・監査役 5名 73,843千円(うち社外監査役2名 18,480千円)

(注)1.取締役および監査役の支払人員には、2014年6月26日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名を含んでいます。

2.報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額として取締役分35,840千円および監査役分12,160千円がそれぞれ含まれております。

3.報酬等の額には、2014年6月26日開催の第90回定時株主総会決議により、株式報酬型ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権11,815千円が含まれております。

4.上記のほか、2012年6月27日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役4名に対して90,420千円(うち社外取締役2名 12,420千円)、監査役1名に対して15,420千円を支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額(取締役分80,208千円、監査役分15,417千円)が含まれております。

5.株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額450百万円であります。

(2006年6月28日開催の第82回定時株主総会決議)

6.株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額100百万円であります。

(2006年6月28日開催の第82回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションにより構成されております(役員退職慰労金制度は2012年3月31日付をもって廃止しております)。取締役の基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議された限度額の範囲内において、基本報酬については役位および業務執行にかかる役割に応じた内規に従い、賞与については業績や担当業務における成果等を勘案し、株式報酬型ストックオプションについては内規により役位別に定められた基準等をもとに、それぞれ決定しております。なお、社外取締役に対する賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。

監査役の基本報酬および賞与は、株主総会で決議された限度額の範囲内において監査役の協議により決定しております。なお、監査役に対する株式報酬型ストックオプションおよび社外監査役に対する賞与はございません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対する情報伝達としては、原則として取締役会・監査役会の開催前に議案とともに説明資料を送付しております。

また、社外取締役・社外監査役の報酬水準についての方針としては、社外役員としての独立性を損なわない範囲内で当社への貢献に相応しい額といたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

(1) 現状の体制の概要

1.取締役会は毎月1回以上開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。また、社長執行役員が指名する取締役および執行役員により構成される経営会議を毎週開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議するとともに、執行役員等により構成される執行役員会を3ヶ月に1回以上開催し、社長執行役員および部門担当執行役員からの方針伝達と執行役員からの業務執行状況報告等を行っております。

2.当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は年6回以上開催し、監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また監査役は取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見表明を行うなど法令および監査方針に基づいた適正な監査を行っており、会計監査および業務監査においては、会計監査人、内部監査部、内部統制部門との連携を図り、その実効性を高めるよう努めております。

3.内部監査は内部監査部が実施しており、内部監査部は、年度監査計画に基づき各業務執行部署の業務遂行について定期または臨時に監査を実施し、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに必要に応じて管理本部等の内部統制部門との意見交換や問題点の改善・是正に関する提言を行い、監査結果を社長執行役員、担当執行役員および監査役に報告することとしております。

4.当社の会計監査業務を執行した公認会計士は森行一、金子一昭(以上、公認会計士法第34条の10の5に定める指定有限責任社員)の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については両氏ともに7年以内であるため記載を省略しております。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等5名、その他6名であります。当社は公認会計士による監査の実施において、内部統制部門による正しい経営情報の提供などにより、公正普遍な立場から監査が実施される環境を整備しております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取組状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」ならびに「内部統制システム等に関する事項」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況」(2)6.「監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1) 現状の体制を採用している理由

当社は、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかるため、経営機能を意思決定・監督機能を担う取締役会と業務執行機能を担う執行役員とに分離する執行役員制度を採用しております。その上で、社外取締役、監査役会(社外監査役を含む)、内部監査部、会計監査人により、取締役会の意思決定および執行役員による業務執行を多層的に監視・牽制することで、業務の適法性・適正性を確保する体制としております。

(2) 社外取締役に関する事項

社外取締役は、取締役会における議決権の行使を通じて取締役会の意思決定に直接的に関与することで、上記監視・牽制機能を発揮する役割を担っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日での開催は回避し、その1~2日前に設定する方針としております。2015年の第91回定時株主総会は、6月25日に開催しております。
その他	当社ホームページおよび当社株式上場取引所ホームページにおいて当社招集通知を発送前開示しております。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)および必要に応じて、社長執行役員、管理本部担当執行役員および管理本部長による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上で決算短信(四半期決算短信を含む)、決算説明資料(決算概要)、有価証券報告書および株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部を中心とした社内の関連部署が密接に連携を取り、迅速かつ幅広い情報提供ができる体制にしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2002年12月1日付で制定した三機工業行動規範・行動指針(2012年5月1日付で三機工業グループ行動規範・行動指針に改正)に、ステークホルダーとのコミュニケーションを大事にし、その立場を尊重する趣旨を盛り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、その事業内容として環境保全のための新技術を研究開発・導入しております。また、事業活動において廃棄物処理法等の環境関連法規の遵守を徹底しております。2006年度は、ISO14001の認証を全社に拡張しました。CSR活動につきましては、2006年4月1日付でCSR推進本部を設置し、CSR活動の強化を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の経営状況、事業活動等の企業情報については、行動指針においてステークホルダーに対する適時・適切な開示を定めており、当社ホームページや統合報告書「SANKI REPORT」等を通じて積極的にご提供しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、顧客、取引先、株主・投資家、役職員、社会等様々なステークホルダーとの末長い良好な関係の維持が経営戦略上の最重要課題と認識しており、コンプライアンスの徹底が不可欠と考えております。

(2) 整備状況

当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を次の1～6のように定めております。

1.当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)企業倫理規程にもとづき、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を中心に、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針および三機工業グループ行動基準等の浸透をはかり、コンプライアンス推進活動を実施する。

(2) 法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透をはかる。

(3) 内部監査部門等により、遵法の指導、モニタリングを実施し、コンプライアンスを強化する。

(4) 通報窓口を活用し、社内の自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止をはかる。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除する。

(6) 万一眼に反した事態が発生した場合は、就業規程等により厳正に対処する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令の定めおよび社内規則（文書保管・保存規則、情報セキュリティリスク管理規則等）に則り、適切な保存・管理を行い、その状況を確認する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、損益、環境、災害などに係るリスク）については、リスク管理委員会を設置し、全社のリスクを一元的に管理する。リスク管理委員会のもとに分科会を設け、特定のリスクについて評価、コントロールを行う。

(2) 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合、社長執行役員は速やかに対応部署および責任執行役員を定める。重要な経営判断を要する事項については、その重要度に応じて経営会議、取締役会において判断する。

(3) 財務報告に係る内部統制規程、経理規程等に則り、財務報告の適正性を確保する。

4. 取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、経営会議、執行役員会等での審議・報告により経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

(2) 当社は、子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、子会社管理規則に則り、それぞれの子会社の担当執行役員および担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理する。

(2) 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、必要があるときは、取締役に対して監査役スタッフの派遣を求めることができる。また、監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従わなければならぬ。

(2) 監査役スタッフの人事異動に際しては、人事担当執行役員は、事前に監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会、執行役員会その他重要な会議に出席する。

(4) 監査役は、役員・従業員から報告・重要な書類の提示を受け、また、内部監査部門から内部監査の報告を受ける。

(5) 子会社の取締役・監査役および従業員（以下「子会社の役職員」という。）は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(6) 子会社の役職員およびこれらの者から報告を受けた者は、監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に監査役に報告することができる。

(7) 監査役に報告をおこなった当社グループの取締役および従業員は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(8) 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

(9) 監査役は、内部監査部門および会計監査人と隨時協議し、必要な場合は内部監査部門に対して特定事項の調査を依頼することができる。

(10) 監査役は、当社グループの取締役および従業員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることができる。調査・説明を求められた当社グループの取締役および従業員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。

(11) 社長執行役員は監査役と定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1.三機工業グループ行動規範・行動指針に反社会的勢力への対応方針を記載するとともに、研修によりこれを社内に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係の遮断、排除に努めております。

3. 反社会的勢力からの接触には、管理本部を対応統括部署とし、各事業所における不当要求防止担当部署と緊密に連携をとりながら毅然とした態度で対応しております。

4. 発注先からは、取引開始にあたって「反社会的勢力排除に関する差入書」を受領しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

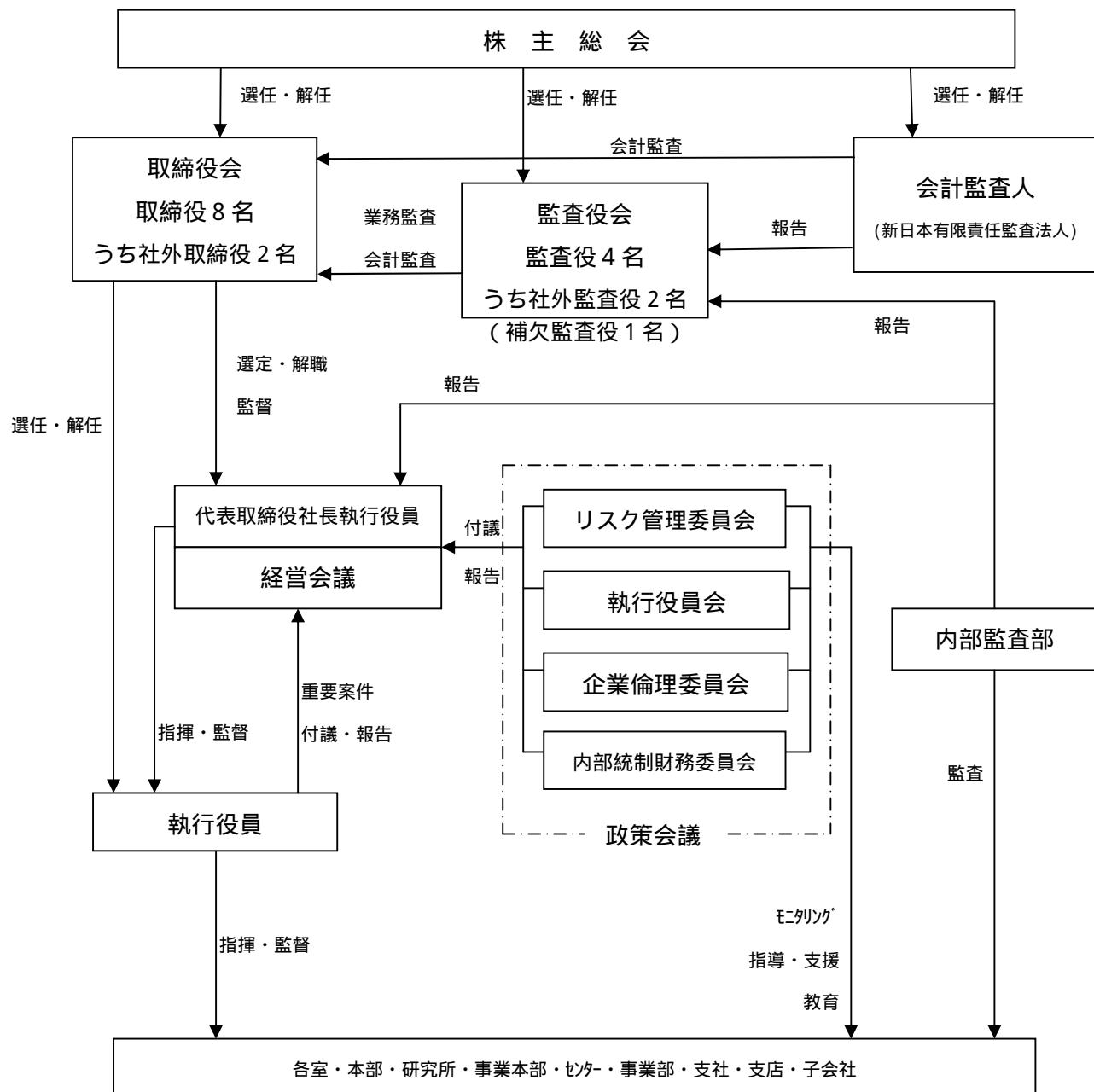
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1)CSR推進本部を中心として、コーポレート・ガバナンス体制の一層実効性のある監査・検証を継続して行ってまいります。
- (2)当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。
 - 1.会社における重要事項につきましては、詳細な基準を設けた社内規程により毎週開催される社長執行役員が指名する取締役および執行役員により構成された経営会議および毎月1回以上開催される取締役会に対して付議、報告義務を課しております。
 - 2.重要な会社情報については、金融商品取引法および証券取引所が適時開示を要請する情報について対象とする「内部者取引防止規則」に基づき適切に把握・管理し、適時・適切に開示しております。
 - 3.監査役および会計監査人である新日本有限責任監査法人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。
 - 4.内部監査部による内部監査を定期または臨時に実行し、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を受けております。また、その結果は社長執行役員、担当執行役員および監査役にも報告されております。

< コーポレート・ガバナンス体制 模式図 >



<適時開示体制 模式図 >

